

京都府二級圏域減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)第15条の10に基づき「京都府二級圏域減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、伊佐津川、志楽川、大手川、福田川、野田川、竹野川、川上谷川、佐濃谷川、筒川、宇川、その他二級圏域の京都府が管理する二級河川における堤防の決壊、越水等に伴う大規模な浸水被害や土石流、急傾斜地の崩壊等の土砂災害に備え、国、府、市町村等が連携して、減災のための目標を共有しハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進することにより 施設では防ぎきれない大洪水等は必ず発生することを前提として、社会全体でこれらに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、「別表1」の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会の委員の同意を得て、必要に応じて「別表1」の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、「別表2」の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて「別表2」の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水や土砂災害による災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難行動、的確な水防活動の強化及び一刻も早く災害から復旧するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップを行う。また、重要水防箇所の共同点検等の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、会議の検討結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会、幹事会の庶務を行うため、京都府建設交通部砂防課に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 1 本規約は、平成29年5月31日から施行する。
- 2 本規則は、一部を改正し平成29年12月18日から施行する。
- 3 本規則は、一部を改正し令和5年5月30日から施行する。

別表1（協議会委員）

舞鶴市長
宮津市長
京丹後市長
伊根町長
与謝野町長
気象庁 京都地方気象台長
京都府建設交通部長
京都府中丹東土木事務所長
京都府丹後土木事務所長
（オブザーバー）
国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長

別表2（幹事会）

舞鶴市市長公室 危機管理室長
宮津市総務部 消防防災課長
京丹後市 危機管理監
伊根町 総務課長
与謝野町 防災安全課長
気象庁京都地方気象台 防災管理官
京都府建設交通部 砂防課長
京都府中丹東土木事務所 河川砂防課長
京都府丹後土木事務所 河川砂防課長
（オブザーバー）
国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所 **流域治水課長**